

ふじみ野市告示第239号

市有財産の売払いについて一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及びふじみ野市契約規則（平成17年ふじみ野市規則第60号）第2条の規定により次のとおり公告する。

令和2年9月7日

ふじみ野市長 高 畑 博

1 入札に付する不動産

売払う財産（以下「売払物件」という。）の種類、明細、最低売払価格及び条件は、次のとおりとする。

(1) 財産の種類 土地

(2) 土地の明細、最低売払価格及び条件

物件 番号	所在地	登記 地目	地積	最低売払価 格	条件
R 2 - 1	ふじみ野市西二丁目 1828番4	宅地	837.22平 方メートル	80,000 0,000 円	建物解 体撤去
R 2 - 2	ふじみ野市福岡武蔵 野1405番18	宅地	65.63平方 メートル	7,555 ,000円	建物解 体撤去
	ふじみ野市福岡武蔵 野1405番20	道路	195平方メー トル（持分42 ／195）		
R 2 - 3	ふじみ野市長宮一丁 目2番42	宅地	370.53平 方メートル	51,000 0,000 円	—

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次の資格を全て満たさなければならない。

- (1) 個人又は法人格を有する者であること。（外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。）を含む。ただし、永住者及び特別永住者に限る。）
- (2) 令第167条の4第1項又は第2項各号に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札決定日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に定める入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) この公告の日から落札決定日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団

排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に定める入札参加除外の措置を受けていない者であること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に定める再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続開始の決定を受けている場合を除く。
- (6) 個人にあつては暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に、法人にあつては役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員となっていない者であること。
- (8) 前2号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (9) 日本語を理解できる者であること。（代表して入札手続きを行う者以外の共有者を除く。）
- (10) 次項に掲げる契約条件を承諾する者であること。
- (11) 前各号に掲げる者のほか、一般競争入札の参加資格を有しないと市長が認めた者でないこと。

3 契約条件

- (1) 売払物件上に建築する建築物は、次に掲げる用途に供してはならない。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までに規定する暴力団等の事務所その他これらに類する用途
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これらに類する用途
- (2) 売払物件上に建築物等を建築する際は、次の事項を遵守しなければならない。
 - ア 関係法令を遵守するとともに事前に関係行政庁と協議を行うこと。
 - イ 市の関係条例及び開発行為等指導要綱等を遵守すること。
 - ウ 近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意すること。
- (3) 建物等の解体撤去について（物件番号R2-1及びR2-2に限る。）
 - ア 落札者は、売買契約締結日の日から1年以内に、売払物件上に存する次の建物（建物付帯設備、建物内の動産その他残置物一切を含む。）を解体撤去しなければならない。

なお、この土地の所有権移転後については、この建物の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、落札者の負担とする。

【建物解体撤去条件がある建物】

物件番号	表題部の表示	種類	構造	床面積
R 2 - 1	主である建物	保育所	軽量鉄骨・コンクリート ブロック造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	318.76 m ²
	附属建物	事務所	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板葺2階建	110.82 m ²
R 2 - 2	主である建物	公民館	木造亜鉛メッキ鋼板葺2 階建	52.7 m ²

イ 落札者は、本件建物についてアスベスト使用調査を実施していないことを了知すること。

ウ 売払物件引渡し後の建物の管理及び解体撤去に要する一切の費用（アスベストが含まれている場合は、その撤去費用を含む。）は、落札者の負担とする。

エ 建物解体撤去に伴う苦情等への対応及び第三者に損害を与えた場合の対応は、全て落札者において行う。

オ 落札者は、建物解体撤去が完了したときは、速やかに書面により市に報告しなければならない。解体撤去の確認後、市は、速やかにこの建物の滅失登記を囑託する。

カ 落札者は、建物解体撤去が完了するまでの間、売払物件の所有権を第三者に移転することができない。

キ 落札者は、建物解体撤去が完了するまでの間、売払物件に賃借権その他使用収益を目的とした権利の設定をすることはできない。

ク 落札者は、建物解体撤去が完了するまでの間、維持管理上必要なこと以外で、建物を使用することはできない。

ケ 解体に係る騒音、振動及び粉じんの対策については、次のとおり配慮すること。

(ア) 建設機材は、原則として排出ガス対策型、低騒音型又は低振動型を使用すること。

(イ) 騒音や振動による周辺住民とのトラブルを回避するため、騒音・振動計を外部から表示が確認できる敷地境界付近に設置するなど、住民理解に努めること。

(ウ) 解体防音のパネル又はシートを解体建物の周囲に設置するなど、防音対策に努めること。

(エ) 作業は、十分に散水を行い、粉じんの飛散防止に努めること。

4 入札の参加申込み等に関する事項

入札の参加申込みをしようとする者は、令和2年9月8日（火）から令和2年9月23日（水）まで（ふじみ野市の休日を定める条例（平成17年ふじみ野市条例第3号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに所定の申込書に必要書類を添付し、ふじみ野市役所総務部資産管理課に持参により申込みを行うこと。

なお、入札に参加しようとする者は、入札日の前日までに入札保証金を納付しなければならない。

5 物件情報及び契約条項を示す書類の配付場所及び配付期間等

(1) 配付場所

〒356-8501

ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所総務部資産管理課

(2) 配付期間

この公告の日から令和2年9月23日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市の休日及び正午から午後1時までを除く。

(3) ふじみ野市ホームページへの掲載

前号に掲げる期間中、市のホームページに当該物件情報及び契約条項を掲載する。

6 物件の調査

入札に参加しようとする者は、物件調書を参考にし、各自で参加申込み前に必ず調査をすること。

なお、物件調書はあくまで参考であり、現況を優先とし、必ず物件の調査をした上で、法令上の制限等を十分に確認すること。

また、物件の内覧を次のとおり実施するので、内覧を希望する場合は、令和2年9月15日（火）午後3時までに次の連絡先に電話予約をすること。

※連絡先 ふじみ野市総務部資産管理課

049-262-9050

(1) 物件番号「R2-1」

日時 令和2年9月16日（水）午前10時から午後3時まで

(2) 物件番号「R2-2」

日時 令和2年9月17日（木）午前10時から午後3時まで

(3) 物件番号「R2-3」

本売払物件に関する下見会は行わないので、申込を希望する方は、各自で現地等を確認すること。

7 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所

〒356-8501

ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所本庁舎2階A201会議室

(2) 日時

①物件番号「R2-1」 令和2年9月24日（木）午前9時

②物件番号「R2-2」 令和2年9月24日（木）午前9時30分

③物件番号「R2-3」 令和2年9月24日（木）午前10時

8 入札の方法

(1) 入札参加者は、入札執行者の指示に従い、入札書を入札箱に投函する。入札後、入札執行者は、直ちに開札を行うものとする。

(2) 入札回数は、1回とする。

(3) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札者の押印のない入札書によるもの

イ 金額を訂正した入札書によるもの

ウ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書によるもの

エ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

オ 入札に参加する資格のない者がしたもの

カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

キ 入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

ク 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

ケ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

コ 2通以上の入札書を提出したもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

サ その他入札に関する条件に違反したもの

(4) 入札参加者が1人の場合も入札は、成立するものとする。

(5) 郵送等による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、市が定めた入札保証金を指定された納付方法及び期日までに納付しなければならない。

なお、入札保証金納入に要する経費は、入札に参加する者の負担とする。

(2) 入札保証金の率は、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額の10分の5以上とする。

(3) 落札者が納入した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

(4) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札終了後還付する。落札者には、契約を締結しない場合又は落札者の申請により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後還付する。

(5) 入札保証金は、その受入期間について利息を付さない。

(6) 落札者が第11項に定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は、市に帰属する。

10 落札者の決定の方法

入札終了後、直ちに開札を行い、入札した価格が最低売払価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、最高の価格をもって入札した者が複数あるときは、くじで落札者を決定する。この場合において、当該最高の価格をもって入札した者は、くじを辞退することができない。

11 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、令和2年10月5日（月）までに契約を締結するとともに、契約保証金を市に納入しなければならない。

なお、契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

12 売買代金の納入

前項の規定により契約を締結した者（次項において「契約者」という。）は、令和2年10月26日（月）までに、市が交付する納入通知書により当該契約に係る売買代金を納付しなければならない。

13 その他

(1) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転に必要な登録免許税その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、契約者の負担とする。

(2) 契約者は、第3項第1号及び第3号の規定に違反した場合、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として市に支払わなければならない。

(3) 契約者は、土地の所有権を第三者に移転するときは、第3項第1号、第3号及び前号の規定を当該第三者に引き継ぐとともに遵守させなければならない。

(4) 契約者は、本件土地引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとし、紛争が生じた場合は契約者の責任において解決すること。

(5) 契約者は、本件土地引渡し以後、この土地に数量の不足その他隠れた瑕疵（地下埋設物等を含む。）があることを発見しても、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(6) 入札参加者は、物件情報及び契約条項を熟知の上、申込みすること。

14 問合せ先

〒356-8501

ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所総務部資産管理課

電話番号 049-262-9050（直通）

FAX番号 049-266-6245

E-Mail kanzai@city.fujimino.saitama.jp